

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載のHPをご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（2月28日現在）
「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布 平成30年8月28日公布 平成30年10月1日施行	水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素・りんに係る暫定排水基準が平成30年9月30日に適用期限を迎えることから、窒素について5業種、りんについて1業種に新たな暫定排水基準を設定し、適用期限を5年間（天然ガス鉱業は3年間）延長 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/105894.html
土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示の公布 平成30年9月18日公布 平成31年4月1日施行	土壌環境基準項目の「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改正し、検液1Lにつき0.04mg以下を環境上の基準とする。なお、濃度はシス体とトランス体の濃度の和とする。 また、検液作成方法の手順も見直し ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/105969.html
「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する告示の公布 平成30年9月21日公布・施行	特定悪臭物質のうち、アルデヒド類6物質の敷地境界線における濃度の測定及び気体排出口における流量の測定について、高速液体クロマトグラフ法（HPLC法）を新たに追加 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/105970.html
土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 (1)平成30年9月28日公布・施行 (2)平成30年9月28日公布 平成31年4月1日施行	(1)土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 平成29年5月19日に公布された改正土壌汚染対策法の第2段階施行の期日を平成31年4月1日とする。 (2)土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 ・現行の特定有害物質の「シス-1,2-ジクロロエチレン」に「トランス-1ジクロロエチレン」をあわせた「1,2-ジクロロエチレン」を指定。 ・国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の特例の規定の適用に関し必要な事項を規定 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/105968.html
新たな建築物石綿含有建材調査者講習制度の創設 平成30年10月23日公表	環境省、厚生労働省、国土交通省が連携し、多様な種類の石綿含有建材の調査を行うことができる専門家を育成するため、国土交通省所管の従来の調査者講習制度を発展させた新たな3省共管の調査者講習制度を創設 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/106102.html
トリクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準の改定 平成30年11月19日告示	トリクロロエチレンの大気汚染に係る環境基準について、「1年平均値0.2mg/m ³ 以下」を「1年平均値0.13mg/m ³ 以下」に改定 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/106115.html
平成31年度環境省関係税制改正 平成30年12月17日決定	平成31年度の環境省関係の税制改正について、地球温暖化対策のための税を着実に実施し、揮発油税等の「当分の間税率」は維持。車体課税の一層のグリーン化推進のため、環境性能割（2019年10月より導入）、エコカー減税、グリーン化特例の対象車の重点化等実施等 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/106249.html
平成29年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等の公表 平成30年12月27日公表	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告に使用する係数等（29年度分）を公表 ●環境省HP： http://www.env.go.jp/press/106320.html
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 平成30年12月3日公布 公布の日から起算して3月を経過した日から施行	・水銀使用製品産業廃棄物の追加 ・水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の追加 ●官報： https://kanpou.npb.go.jp/old/20181203/20181203g00266/20181203g002660004f.html

法令等の名称	改正の概要（2月28日現在）
<p>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>平成31年1月28日公布 平成31年4月1日施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査義務が猶予されている土地の形質変更を行う場合、900㎡未満の土地の形質変更等を届出の対象外の行為として規定 ・土地の所有者等が提出する汚染の除去等の措置内容に関する計画の記載事項等を規定 ・土地の形質変更の施行及び管理に係る方針に基づく土地の形質変更の要件のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして、臨海部の工業専用地域であること等を規定 ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更のために搬出を行う場合の当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであることの基準として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定 ・その他、リスクに応じた規制の合理化を図るため、所要の改正 <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/106397.html</p>
<p>汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令</p> <p>平成31年1月28日公布 平成31年4月1日施行</p>	<p>自然由来等土壌について、適正な管理の下での資源の有効利用を図るため、自然由来等土壌の受入れを行う者が都道府県知事に処理業の許可を受け、盛土等の構造物や水面埋立てに利用することを可能にするとともに、当該許可基準及び処理基準等を規定</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/106397.html</p>
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令</p> <p>平成31年1月28日公布 平成31年4月1日施行</p>	<p>土壌汚染状況調査等を実施する指定調査機関が定める業務規程において、技術管理者が調査に従事する他の者を監督する方法を規定</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/106397.html</p>
<p>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に係る環境大臣告示</p> <p>平成31年1月29日公布 平成31年4月1日施行</p>	<p>改正土壌汚染対策法の第2段階施行に伴い必要となる告示事項を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (2) 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (3) 自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件 (4) 浄化等処理施設において浄化又は溶解が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/106398.html</p>
<p>土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する告示等の公布</p> <p>平成31年1月30日公布 平成31年4月1日施行</p>	<p>「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改正したこと及び測定方法の見直し等により、以下の告示を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成15年3月環境省告示第16号） ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号） ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号） ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号） <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/106395.html</p>